

行 革 第 1 5 6 号

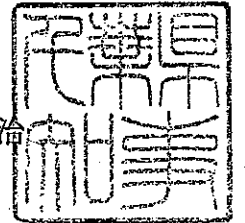
千葉県行政改革審議会 様

千葉県行政改革計画・財政健全化計画（平成 25～28 年度）について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問します。

平成 27 年 9 月 15 日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

1 諮問事項

- (1) 「千葉県行政改革計画・財政健全化計画（平成 25～28 年度）」の取組状況に係る中間取りまとめについて
- (2) 公社等外郭団体の改革方針の見直しについて
- (3) 公の施設の見直し方針について

2 諮問理由

別紙のとおり

別紙

1 諮問の背景

本県では、「千葉県行政改革計画・財政健全化計画（平成 25 年 10 月決定）」（以下、計画という。）に基づき、行政改革の推進に努めています。

計画期間は平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間とし、進捗管理を的確に実施し、2 年後に取組状況の中間取りまとめを行うこととしています。

また、計画の主な柱である「組織・人材改革」においては「公社等外郭団体の自立型経営の推進」の取組を、「仕事改革」においては県の役割を再構築するため「公の施設の見直し方針に基づく適正化」の取組を進めるとしており、平成 24 年に策定したそれぞれの方針についていずれも見直しの時期を迎えています。

2 審議事項

計画については、これまでの取組状況を踏まえ、課題を明らかにするとともに、今後の取組の方向性についても見直しを図る必要があることから、専門的知見に基づく意見を得る必要があります。

また、公社等外郭団体の改革方針については、公益法人制度改革などの動きも踏まえ、団体ごとの見直しを行うため、更に公の施設の見直し方針についても、社会状況の変化や施設の老朽化などに対応した施設ごとの見直しを進めるため、同様に意見を得る必要があります。